

庄原市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員) 公募のご案内

庄原市農業委員会では、農地利用最適化推進委員(推進委員)の任期が令和8年7月19日に満了することから、次期推進委員を募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数 50人(農業委員会が定めた地区ごとに募集)
- (2) 募集地区 別表のとおり
- (3) 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
- (4) 身分 庄原市特別職の非常勤職員
- (5) 報酬 月額25,200円(※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額を支給します。)

2 主な業務

- (1) 農地利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等)に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
- (2) 地域計画など、地域の農業者等の話し合いへの参加
- (3) 農地の権利移動、転用の許可等に関する現地調査(主として実施する農業委員との連携により実施)
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 研修会への出席
- (6) 農業委員との連絡調整

※業務は、主に今回応募いただく地区を担当します。

※決められた回数の最適化活動について、活動記録簿を提出していただきます。

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募の手続き

推進委員を推薦又は推進委員に応募しようとする場合、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市農業委員会事務局・各支所(農業委員会出張所)へ提出してください。(ファックス、電子メールなどでの申し込みはできません。)

- (1) 農業者、その他の関係者が推薦する場合
…様式第1号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書(個人推薦用)
- (2) 農業者が組織する団体、その他の関係団体が推薦する場合
…様式第2号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書(団体推薦用)
- (3) 自ら応募する場合
…様式第3号 庄原市農地利用最適化推進委員 応募申込書

5 推薦・応募の受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月31日（火）まで【必着】

- ・ 申込書を持参する場合は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・ 郵送の場合は、書留とし、令和8年3月31日（火）午後5時15分必着とします。

6 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、庄原市ホームページからダウンロードできます。

また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。募集案内及び申込書の配布は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

- ・ 庄原市農業委員会事務局（庄原市役所本庁舎4階）
- ・ 各支所 農業委員会出張所

7 選考方法

庄原市農業委員会において、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。

8 申込者等に関する情報の公表及び選考結果の通知

推薦・応募いただいた内容は、一部を除き募集期間中及び募集終了後に庄原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

（公表内容）

- （1）推薦又は応募する地区
 - （2）推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
 - （3）推薦をする者（団体）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
 - （4）推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
 - （5）推薦又は応募の理由
 - （6）推薦をする者が推薦を受けるものを庄原市農業委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が庄原市農業委員に応募しているか否かの別
- 選考結果については、本人に通知します。

9 農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、庄原市農業委員会が委嘱します。

10 その他

- （1）推進委員と農業委員に同時に推薦、応募することはできませんが、重複して委嘱又は任命することはありません。
- （2）申込書に記入されている内容の確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。
- （3）推進委員に任命された方は、職務上知り得た情報を、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

1 1 申込書の提出先

申込書の提出先は次のとおりです。

【本庁】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
庄原市農業委員会事務局（市役所本庁舎 4 階） 電話 0824-73-1133

【各支所内 農業委員会出張所】

〒729-5792 庄原市西城町大佐 737 番地 3
庄原市西城支所 西城出張所（電話 0824-82-2181）

〒727-0402 庄原市高野町新市 1171 番地 1
庄原市高野支所 高野出張所（電話 0824-86-2113）

〒729-5121 庄原市東城町川東 1775 番地
庄原市東城支所 東城出張所（電話 08477-2-5008）

〒727-0301 庄原市比和町比和 1119 番地 1
庄原市比和支所 比和出張所（電話 0824-85-3003）

〒728-0502 庄原市口和町向泉 942 番地
庄原市口和支所 口和出張所（電話 0824-87-2113）

〒729-3703 庄原市総領町下領家 280 番地 1
庄原市総領支所 総領出張所（電話 0824-88-3065）

1 2 問い合わせ先

庄原市農業委員会事務局 電話：0824-73-1133 FAX：0824-72-3322
メールアドレス：nougyou@city.shobara.lg.jp

別 表（推進委員の募集地区）

地 区	区 域	定数	地 区	区 域	定数
庄原1地区	西本町一丁目～四丁目、中本町一丁目～二丁目、東本町一丁目～四丁目、本町、川手町、宮内町、永末町、大久保町	1人	東城3地区	小串、千鳥、内堀、塩原、加谷、小奴可	3人
庄原2地区	高町下（寺川から植松）※、小用町	1人	東城4地区	竹森、粟田	2人
庄原3地区	高町上（正本から高取）※、川西町	1人	東城5地区	新免、三坂、久代	2人
庄原4地区	峰田町、春田町	1人	東城6地区	帝釈末渡、帝釈始終、帝釈山中、帝釈宇山	2人
庄原5地区	本村町、上谷町	1人	口和1地区	湯木、永田	2人
庄原6地区	新庄町、是松町、高門町	1人	口和2地区	宮内、向泉	2人
庄原7地区	実留町、一木町、板橋町	1人	口和3地区	大月、竹地谷	1人
庄原8地区	上原町、七塚町、田原町、市町	1人	口和4地区	金田、常定	1人
庄原9地区	三日市町、戸郷町、掛田町	1人	高野1地区	上湯川、下湯川	1人
庄原10地区	本郷町、殿垣内町、平和町、高茂町、水越町	1人	高野2地区	新市、南	1人
庄原11地区	山内町、木戸町、尾引町	1人	高野3地区	和南原	1人
庄原12地区	川北町	1人	高野4地区	奥門田、中門田	1人
庄原13地区	濁川町、門田町	1人	高野5地区	岡大内、下門田	1人
西城1地区	中野、大屋、中迫	1人	高野6地区	上里原、高暮	1人
西城2地区	大佐、八鳥（奥八鳥を除く）	1人	比和1地区	比和（比和谷を除く）、森脇、三河内の越原	1人
西城3地区	熊野（梶谷を除く）、油木、福山、大原、今西	1人	比和2地区	古頃、木屋原（元常を除く）	1人
西城4地区	熊野の梶谷、奥八鳥、小鳥原、三坂、高尾	1人	比和3地区	三河内の絞り、小和田南、小和田東、小和田北	1人
西城5地区	西城、入江、栗、平子、大戸	1人	比和4地区	比和の比和谷、木屋原の元常、三河内の福田上・福田下	1人
東城1地区	東城、川西、川東、福代、戸宇	2人	総領地区	総領町全域	2人
東城2地区	保田、川鳥、森、田黒、菅、受原	3人	地区数：39地区 全定数50人		

※高町下と上は寺川を地区境としています。（寺川は河川名です。）

